

新型インフルエンザ等対策業務計画

青森県道路公社

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 業務計画の目的及び基本方針	
第 2 節 業務計画の運用等	
第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施体制等	1
第 1 節 新型インフルエンザ等対策の実施体制	
第 2 節 新型インフルエンザ等対策本部の構成	
第 3 章 新型インフルエンザ対策業務	3
第 1 節 インフルエンザ対策業務内容及び方法	
第 2 節 感染対策の実施及び緊急物資輸送車両への対応	
第 4 章 教育・訓練等	4

第1章 総則

第1節 業務計画の目的及び基本方針

1. 計画の目的

この計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第3条第5項の規定に基づき、青森県道路公社（以下「公社」という）が、新型インフルエンザ等の発生時において、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるよう、公社の管理道路を閉鎖することなく、継続して利用可能な状態に保つことを目的とする。

2. 基本方針

- ① 緊急時における物資の輸送のため、管理道路を閉鎖することなく事業を継続するよう体制を確保する。
- ② 常に新しい情報の収集を行い、管理道路の運営に支障を生じないように臨機応変に対応する。
- ③ 発生に備えた事前の準備を周到に行い、職場等における感染予防に取り組む。

第2節 業務計画の運用等

1. 業務計画の運用

緊急時において円滑に業務を行うため、被害軽減対策の想定。

公社職員及び事業関係者への教育・訓練の実施、並びにこれらの実施結果に基づく継続的な見直しを行う。

2. 被害想定等

本計画は新型インフルエンザ等対策政府行動計画で示されている発生段階、被害想定等をもとに行う。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制等

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 未発生時期

発生時に備え、公社職員への教育・訓練等により緊急時体制を検討する。
毎事業年度開始時に料金徴収業務及び維持管理業務受託会社と緊急時の人員確保及び予防対策等について取り決める。

2. 海外発生期

関係機関及びメディア等から情報収集を行う。

3. 国内発生早期以降

- ① 関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策業務を実施する。
- ② 有料道路の利用者に県外利用者も含まれることから、現場で業務に携わる料金徴収員及び維持管理職員等の感染予防対策を早期に行う。
- ③ 前項の対策を実施してもなお、現場関係職員及び公社職員の人員確保が不可能となり、通常の事業継続が困難となった場合は県と協力し対策を検討する。

第2節 新型インフルエンザ等対策本部の設置

1. 対策本部の構成

- ① 対策本部長は理事長とする。
- ② 対策副本部長は専務理事とする。
- ③ 事務局長は総務部長とする。
- ④ 本部員はその他の職員とする。

2. 対策本部の役割

対策本部の役割は、次のとおりとする。

- ① 対策本部長
 - ・ 対策本部の指揮
 - ・ 対策本部の設置及び解散
 - ・ 発生段階ごとの対応策の決定
 - ・ 事業継続可否の判断
- ② 対策副本部長
 - ・ 本部長の補佐及び本部長不在時の代理
- ③ 事務局長
 - ・ 対策本部の統括管理及び運営

- ・ 新型インフルエンザ情報収集及び周知
- ・ 感染防止必要備品の準備及び配備

第3章 新型インフルエンザ対策業務

第1節 新型インフルエンザ対策業務内容及び方法

1. 事業継続方針

新型インフルエンザの発生状況を踏まえ、公社職員及び受託会社職員の対応可能人員をもとに検討する。

- ① 業務対応可能人員が低下した場合の業務継続方法を策定する。
- ② 被害想定をもとに継続可能な業務を分類する。
- ③ 料金徴収業務及び維持管理業務の受託会社に対しても、対応可能レベルを検討させ、事前に公社においても把握しておく。

2. 人員配置計画

新型インフルエンザの発症状況に応じ、業務上必要な人員を想定する。

3. 業務計画

各路線ごとに運営形態が異なるため、それぞれの状況

4. 情報提供

情報提供は当公社ウェブサイトにて行う。

第2節 感染対策の実施及び緊急物資輸送車両への対応

1. 感染対策の検討・実施

発生段階により次のとおり取り組む。

- ① 未発生期～海外発生期
 - ・ 職場における感染対策を検討する。
 - ・ 緊急時必要備品の検討・備蓄
- ② 国内発生早期以降
 - ・ 本部長は発生状況に応じ、対応策を指示する。

2.緊急物資輸送車両への対応

- ①管理道路を閉鎖せず通行できるよう体制を整える。
- ②関係機関と連携し緊急物資輸送車両の通行に協力する。

第4章 教育・訓練等

1.教育・訓練

役員及び社員等に対する教育・訓練の計画、実施

- ・ 公社職員及び料金徴収業務・維持管理業務受託業者への新型インフルエンザの基礎知識、基本的な感染対策等の教育・指導を実施。

2.計画の見直し

訓練等を踏まえ、計画の見直しを検討し必要であれば修正を加える。